

農業経営の安定のため収入保険に加入しましょう

# 収入保険加入のポイント

1 加入要件である青色申告をするには、まず、『青色申告承認申請書』の提出が必要です。

- ◆青色申告の実施には、青色申告を始めようとする年の3月15日までに、青色申告承認申請書を税務署に提出する必要があります。（開始年のみ）
- ◆青色申告には、青色申告特別控除や青色事業専従者給与の必要経費算入などの特典があります。
- ◆収入保険の加入申請時には、青色申告実績1年分以上が必要です。現在白色申告の方がこれから収入保険に加入する場合は、令和6年以降の保険期間が対象となります。

令和4年	令和5年	令和6年
●青色申告記帳開始 ～3月15日 青色申告承認申請	確定申告① ～12月末 新規加入申込	加入は、最短でも2年後
		確定申告② 保険期間
青色申告1期目	青色申告2期目	青色申告3期目

☆青色申告の詳細内容は、お近くの税務署にお問い合わせください。

2 オンラインで加入申請をすると、付加保険料の割引が受けられます。

- ◆令和4年の加入から、自宅のパソコンなどからのオンライン申請が可能となり、付加保険料の割引が受けられることになりました。
  - ・新規の場合：4,500円の割引
  - ・継続の場合：2,200円に加え、自動継続特約で1,000円の割引

☆加入申込や、詳細内容はお近くの農業共済組合にお問い合わせください。

### 3 補てん金受け取り前の資金繰りには、無利子の『つなぎ融資』が利用できます。

- ◆収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、お急ぎの方は保険期間中であっても、補てん金の受取が見込まれる場合、補てん金の8割を上限に無利子の「つなぎ融資」を受けることができます。
- ◆つなぎ融資を受けた金額は、受領する補てん金と相殺され、加入者には相殺後の金額が交付されます。
- ◆つなぎ融資は、次のとおり活用されています。
  - ・令和元年：46件 1億4,645万円（318万円/件）
  - ・令和2年：39件 1億7,364万円（445万円/件） ※令和3年7月末時点

☆つなぎ融資の申込や詳しい内容は、お近くの農業共済組合にお問い合わせください。

### 4 収入保険の補てん金は、減収となった多くの生産者に支払われ、農業経営の安定に役立てられています。

- ◆収入保険の補てん金は、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。
- ◆補てん金の支払実績は次のとおりで、1件あたり約200万円の補てん金が支払われました。

- ・令和元年：479件（加入者の29.4%） 9億1,700万円（191万円/件）
- ・令和2年：339件（加入者の15.1%） 6億6,600万円（196万円/件）

※令和3年7月末時点

### 5 収入保険の保険料や積立金の支払に必要な資金には、農業制度資金が活用できます。

- ◆収入保険への加入は、経営状況の改善を図るための方策に該当するため、保険料や積立金の額について、長期資金で対応する必要があると認められる場合などに、次の資金が活用できます。

- ・農業経営基盤強化資金（スーパーL）
- ・青年等就農資金
- ・農林漁業セーフティネット資金

☆各資金の活用には要件等がありますので、詳しい内容は日本政策金融公庫青森支店（TEL:017-777-4211）にお問い合わせください。

収入保険の詳しい内容は、青森県農業共済組合にお問い合わせください。

本所：TEL：017-755-1161 mail：syuho@nosai-aomori.or.jp

津軽支所：0173-33-1513 ひろさき支所：0172-28-5700 南部支所：0176-22-8101

